鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第98号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改正前
別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)	別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)
1 使用料及び手数料	1 使用料及び手数料
(1)~(25) 略	(1)~(25) 略
(26) 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条	(26) 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条
例第37号)第2条第1項の規定に基づく手数料	例第37号)第2条第1項の規定に基づく手数料
(同項第15号から第15号の4まで <u>、第223号</u> か	(同項第15号から第15号の4まで <u>及び第223号</u>
ら第225号まで <u>、第327号及び第328号</u> に規定す	から第225号までに規定する手数料を除く。)
る手数料を除く。)	
(27) 略	(27) 略
2 略	2 略

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。